施行時現職者の分散申請に関するQ＆A

Q

申請対象月が到達する前に、施行時現職者の犯罪事実確認を行うことは可能ですか？

A

原則として割り当てられた申請対象月で犯罪事実確認を行ってください。

Q

申請対象月に対象となる施行時現職者の犯罪事実確認が漏れていることが分かりました。この場合、どのタイミングで犯罪事実確認を行えばよいですか？

令和11年7月～12月24日までの猶予期間中に行えばよいですか？

A

施行時現職者は申請対象月で犯罪事実確認を行う必要があるため、漏れがないようにご対応をお願いします。

万が一、申請対象月に対象となる施行時現職者の犯罪事実確認が漏れていた場合は、令和11年7月～12月24日の猶予期間を待たずに、速やかに確認を行ってください。

Q

令和9年4月採用の教員採用試験を実施し、法施行までに内定を出すことになりますが、勤務校が決まっていない段階でも施行時現職者に該当しますか？

A

施行日の前日までに内定、内示等を出した者については、勤務校が決まっていなくても施行時現職者に該当します。

施行時現職者の分散申請に関するＱ＆Ａ

Q

同じ地方公共団体において、施行時現職者が公立学校と児童福祉施設（認可保育所等）の間で異動する場合、同一事業者内での異動とみなして犯罪事実確認を行えばいいですか？

A

同じ首長部局内での異動は同一事業者内の異動ですが、教育委員会と首長部局の間の異動は異なる事業者間の異動と整理されます。

異なる事業者間の異動の場合は施行時現職者とはならないため、新たに対象業務に従事する者として、異動先において犯罪事実確認をしてください。

Q

会計年度任用職員が翌年度も引き続き対象業務に就く場合、任用関係は年度末で一度途切れますが、新規試採用者と施行時現職者のどちらに該当するものとして犯罪事実確認を行えばよいですか。

A

対象業務従事者が、有期労働契約を行っている者であって、雇用期間等の終了後も対象業務への従事を継続することが、新たな雇用契約書等の客観性を有する書面等に基づきあらかじめ取り決められている場合は離職に当たりません。したがって、施行時現職者として申請対象月に犯罪事実確認をすることになります。

Q

教育委員会が作成する分散申請の工程表について、繁忙期等と重なる時期は犯罪事実確認書の交付申請件数をある程度少なくするなど調整してもよいと説明を受けましたが、例えば、交付申請件数が0の月があってもよいですか？

A

基本的には、概ね27分割されるように分散させてください。

その上で、繁忙期等と重なる時期は、交付申請件数をある程度少なく設定することは可能です。

施行時現職者の分散申請に関するＱ＆Ａ

Q

従事者への申請対象月の伝達は4カ月前となっていますが、従事者が申請対象月の4か月前に速やかに戸籍等の取得を行った場合、電子証明書提供用識別符号の有効期限が3か月であるため、申請対象月に有効期限が切れてしまうことを懸念しています。

A

申請対象月の4か月前に伝達を受けた従事者が速やかに電子証明書提供用識別符号の取得を行った場合も、その符号の発行から3か月以内にこまもろうシステムに登録されていれば、交付申請時に、適切にその符号に関する戸籍情報が提出されていたものとして取り扱います。
事業者側の手続き（事業者アカウント登録、従事者アカウント登録）が完了していれば、従事者側の手続き（従事者アカウント登録、戸籍情報等の登録）を進めることが可能です。